

2015年3月26日

～2015年4月施行の「フロン排出抑制法」に対応し、新規顧客を開拓～
冷凍・空調設備機器を対象とした「フロン漏えい検査契約」を発売

三菱電機ビルテクノサービス株式会社(社長:瀬尾孝夫)では、2015年4月から施行される「フロン排出抑制法」への対応に特化した、冷凍・空調設備機器保守、管理の新たなサービスメニュー「フロン漏えい検査契約」を、4月1日から発売します。

●発売の背景と狙い

当社では、全国約280ヶ所の事業所、24時間365日対応の9カ所の情報センターを通じて、全国約42万台の冷凍・空調機器の保守、管理を行っています。一方、2015年4月から、オゾン層の保護および地球温暖化対策を目的として、「フロン排出抑制法」が新たに施行されます。これにより、業務用冷凍・空調機器の所有者(管理者)は、「定期・簡易点検」「点検の記録」「フロン漏えいがあった場合の報告」等が義務付けられます。

現在当社が提供している冷凍・空調保守サービスの「通常点検メニュー」には、すでに「フロン排出抑制法」で義務付けられる作業項目が含まれていますが、今回は、この法対応に特化した新サービスメニュー「フロン漏えい検査契約」を用意することで、新規顧客の獲得を図り、冷凍・空調機器の保守契約の拡大を目指します。

●サービスの特長

1. 有資格者による機器点検

「フロン排出抑制法」により定められた検査項目を、有資格者(第一種冷媒フロン類取扱技術者)が点検、作業します。

2. 機器の所有者(管理者)の管理、報告業務をサポート

機器の点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴等の記録・保存の業務を支援します。

●販売目標 新規契約台数 : 300,000台

◆本資料に関する報道機関の方からのお問合せ先◆
三菱電機ビルテクノサービス株式会社広報室 担当:宮本
TEL:03-5810-5280
e-mail: a_meltec-kouhou@meltec.co.jp